

警 察 署 協 議 会 会 議 録

粕屋警察署協議会

開催年月日時	令和4年9月28日 午後2時00分 から 令和4年9月28日 午後3時00分 まで	
開催場所	粕屋警察署大会議室・武道場	
出席者	警察署協議会	委員11名
	警察署	署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、総務課長、警備課長、事務局
議 事 概 要		
<p>【開会】</p> <p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の警察署協議会は、粕屋警察署の御配慮で、福岡県警察音楽隊の活動について紹介いただくので、よろしく願います。 ○ 福岡県警察音楽隊は、例年アクロス福岡で定期演奏会を開催しており、私も何度か鑑賞した。 ○ 福岡県警察音楽隊の活動は様々な警察活動の中でも、特に県民と警察を繋ぐ役割が高い活動であると感じており、今回の機会に協議会員を代表して感謝申し上げます。 <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県警察音楽隊は福岡県警察本部総務部広報課に所属している。 ○ 近年はコロナ禍で大編成での活動ができないため、小編成での活動を進めており、本日は隊長以下の小編成隊が皆様に演奏を披露する。 ○ 現在、警察音楽隊を題材とした映画が上映されており、注目が集まっているところでもあるので、是非皆様も周囲の方々へ警察音楽隊についてお伝えいただくようお願いする。 <p>【質疑応答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員から「信号がない横断歩道での『歩行者優先』は、学校付近で児童の列が続く、車両がなかなか通過できない場合でも同様に適用されるのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「横断歩道における『歩行者優先』には例外規定がなく、横断歩行者の列が続く場合も同様で、車両は停止する必要がある。」旨の回答があった。 		

議 事 概 要

- 委員から「スーパー、図書館及び役場等施設の駐車場内に設置された『一方通行の標識又は路面標示』、『左折のみ可などの標識』に従うことは必要か。」旨の質疑があり、交通管理官から「一般施設内に設置された公安委員会の指定がない標識に従わなければならない法的義務はないが、当該施設管理者が事故防止のため設置しているのであれば、それに従うことが望ましい。」旨の回答があった。
- 委員から「一般施設の標識等に従わないことが原因で事故が発生した場合、『罰則』等に何らの影響が及ぶのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「交通事故を起こして相手に怪我をさせた場合、法的に拘束力のない駐車場内であっても、施設管理者が設置した標識に従っていないことが『注意を怠ったこと』とみなされ、罰則に影響が出ることがある。」旨の回答があった。
- 委員から「駐車場内での事故処理はどのようなものか。」旨の質疑があり、交通管理官から「事故処理は道路上の場合と変わらない。」旨の回答があった。

【警察活動紹介】

- 警察音楽隊の紹介 ～ 総務課長が紹介
- 音楽隊による演奏実演

【閉会】